○海上保安庁告示第三十九号

航路標識の設置、廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条の規定により、次のように告示する。

平成三十年四月十九日

海上保安庁長官　中島　敏

名称　宿毛湾港大島灯台
位置
所在地　高知県宿毛市（大島）
北緯　三二―五五―〇六
東経　一三二―四一―一六
廃止年月日　平成三十年三月一日

名称　宿毛湾港鼻ノ瀞灯浮標
位置
所在地　高知県宿毛湾港（池島灯台の南西方約九八〇メートル）
北緯　三二―五四―五一
東経　一三二―四〇―四〇
廃止年月日　平成三十年三月一日

名称　野北港西防波堤灯台
位置
所在地　福岡県糸島市（野北港西防波堤外端）
北緯　三三―三六―五一
東経　一三〇―〇九―三三
廃止年月日　平成三十年三月二日

名称　唐津港大島灯台
位置
所在地　佐賀県唐津市（大島）
北緯　三三―二八―五八
東経　一二九―五七―四六
廃止年月日　平成三十年三月六日

名称　油津港内防波堤立標
位置
所在地　宮崎県油津港（内防波堤外端）
北緯　三一―三四―四三
東経　一三一―二四―一七
塗色及び構造　白色　塔形
高さ　地上から構造物の頂部まで八・四メートル
設置年月日　平成三十年三月六日
記事
一　この立標の上部に簡易な灯火（緑色）が設置されている。
二　宮崎県油津港湾事務所管理

名称　小名浜マリンブリッジ橋梁灯（C一灯）
位置
所在地　福島県小名浜港（小名浜マリンブリッジ西側面中央）
北緯　三六―五六―一七
東経　一四〇―五三―五二
灯質　等明暗白光　明二秒暗二秒
光達距離　弧　三三一度から一五一度まで　距　二・五海里
高さ　平均水面上から灯火まで二八メートル
点灯年月日　平成三十年三月十二日
記事
一　本灯は、小名浜マリンブリッジ橋梁灯（L一灯）及び小名浜マリンブリッジ橋梁灯（R一灯）と同期している。
二　福島県小名浜港湾建設事務所管理

名称　小名浜マリンブリッジ橋梁灯（L一灯）
位置
所在地　小名浜マリンブリッジ橋梁灯（C一灯）の北北西方約四〇メートル
北緯　三六―五六―一八
東経　一四〇―五三―五二
灯質　等明暗緑光　明二秒暗二秒
光達距離　弧　三三一度から一五一度まで　距　二・五海里
高さ　平均水面上から灯火まで二七メートル
点灯年月日　平成三十年三月十二日
記事
一　本灯は、小名浜マリンブリッジ橋梁灯（C一灯）及び小名浜マリンブリッジ橋梁灯（R一灯）と同期している。
二　福島県小名浜港湾建設事務所管理

名称　小名浜マリンブリッジ橋梁灯（R一灯）
位置
所在地　小名浜マリンブリッジ橋梁灯（C一灯）の南南東方約四〇メートル
北緯　三六―五六―一六
東経　一四〇―五三―五三
灯質　等明暗赤光　明二秒暗二秒
光達距離　弧　三三一度から一五一度まで　距　二・五海里
高さ　平均水面上から灯火まで二七メートル
点灯年月日　平成三十年三月十二日
記事
一　本灯は、小名浜マリンブリッジ橋梁灯（C一灯）及び小名浜マリンブリッジ橋梁灯（L一灯）と同期している。
二　福島県小名浜港湾建設事務所管理

名称　小名浜マリンブリッジ橋梁灯（C二灯）
位置
所在地　福島県小名浜港（小名浜マリンブリッジ東側面中央）
北緯　三六―五六―一七
東経　一四〇―五三―五三
灯質　等明暗白光　明二秒暗二秒
光達距離　弧　一五一度から三三一度まで　距　二・五海里
高さ　平均水面上から灯火まで二八メートル
点灯年月日　平成三十年三月十二日
記事
一　本灯は、小名浜マリンブリッジ橋梁灯（C二灯）及び小名浜マリンブリッジ橋梁灯（R二灯）と同期している。
二　福島県小名浜港湾建設事務所管理

名称　小名浜マリンブリッジ橋梁灯（L二灯）
位置
所在地　小名浜マリンブリッジ橋梁灯（C二灯）の北北西方約四〇メートル
北緯　三六―五六―一八
東経　一四〇―五三―五二
灯質　等明暗緑光　明二秒暗二秒
光達距離　弧　一五一度から三三一度まで　距　二・五海里
高さ　平均水面上から灯火まで二七メートル
点灯年月日　平成三十年三月十二日
記事
一　本灯は、小名浜マリンブリッジ橋梁灯（C二灯）及び小名浜マリンブリッジ橋梁灯（R二灯）と同期している。
二　福島県小名浜港湾建設事務所管理

名称　小名浜マリンブリッジ橋梁灯（R二灯）
位置
所在地　小名浜マリンブリッジ橋梁灯（C二灯）の南南東方約四〇メートル
北緯　三六―五六―一六
東経　一四〇―五三―五四
灯質　等明暗赤光　明二秒暗二秒
光達距離　弧　一五一度から三三一度まで　距　二・五海里
高さ　平均水面上から灯火まで二七メートル
点灯年月日　平成三十年三月十二日
記事
一　本灯は、小名浜マリンブリッジ橋梁灯（C二灯）及び小名浜マリンブリッジ橋梁灯（L二灯）と同期している。
二　福島県小名浜港湾建設事務所管理

○海上保安庁告示第四十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条の規定により、次のように告示する。

平成三十年四月十九日

海上保安庁長官　中島　敏

名称　四日市港東防波堤南灯台
位置
所在地　三重県四日市港第三区（東防波堤南端）
北緯　三四―五七―〇五
東経　一三六―三九―三二
変更した事項　一時塗色及び構造等変更中のところ復旧
変更年月日　平成三十年三月一日